

大公審答申第40号  
平成20年10月2日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 麻 生 昭 一

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用及び提供  
について（答申）

平成20年7月23日付け市振第781号で諮問があった上記の件について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である住民の利便性の向上や行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳法第30条の8第1項第2号及び同条第2項の規定に基づく本人確認情報の利用及び提供を行う事務として妥当であると認められる。

### 2 審査会の意見

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムを有効活用し、条例で定める事務について、本人確認情報の利用及び提供を行うことは、県民の利便性の向上と行政事務の効率化の観点から望ましいことである。
- (2) 本人確認情報の利用及び提供にあたっては、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、引き続き、セキュリティ対策への積極的な取組みをお願いしたい。
- (3) 今後も、状況の変化等に対応して、随時、利用及び提供事務の見直しを行い、条例改正等の必要な措置を講じることにより、県民の利便性の向上と事務の効率化に努めていただきたい。